

令和2年度 公益財団法人高槻市文化振興事業団事業計画

令和2年度公益財団法人高槻市文化振興事業団の事業計画は、次に定めるとおりとする。

1. 地域の芸術・文化等の振興を図る事業【公益目的事業】

自主文化事業の企画・実施や市民の自主的な文化活動の援助等を通じて市民文化の振興を図り、魅力ある市民文化、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的として、本事業を実施する。

(1) あらゆる世代・立場の市民に、優れた舞台芸術を鑑賞できる機会を提供する事業（鑑賞系事業）

世代・立場を越えてあらゆる市民に対し、幅広い分野で質の高い、多種多様な事業を提供する。

◇主な事業

- ・第27回 茂山一族デラックス狂言会
- ・みんなで聴こう☆オーケストラ！大阪フィルハーモニー交響楽団
- ・第23回、24回 レセプション亭落語会
- ・第23回 高槻明月能「山姥 白頭」
- ・ファミリー向け演劇「ウラシマコタロウ」
- ・ピアノリレー記念リサイタル 塩谷 哲 Special Duo with 松本和将
- ・お座敷で聴く桂米朝一門若手落語会
- ・サンドアートコンサート

(2) 人材を育成し、新しい舞台芸術の創造に努め、市民に斬新な作品や表現に出会う機会を提供する事業（創造系事業）

プロの芸術家と市民が新しい作品を創造する機会を提供する。また、市民の表現活動を支援するとともに、人材を育成する。

◇主な事業

- ・高槻 de 演劇
- ・アクターズブラボ高槻 劇研ワークショップ

(3) 誰もが気軽に舞台芸術にふれ合うことによって、市民の芸術文化活動のより一層の活性化を促進する事業（普及系事業）

誰もが気軽に参加できる事業を開催し、文化芸術にふれる機会を提供する。また、学校や地域等と連携し、アウトリーチ事業を計画的に実施し、身近な場所で文化芸術にふれる機会や体験の場を提供する。

◇主な事業

- ・高槻現代劇場こども広場
 - ①もっとカラダでおはなししよう！ ②ごにんばやしになってみよう！
 - ③らくごにふれよう！ ④ハーモニーを楽しもう！ ⑤狂言を知ろう！
 - ⑥和だいこをたたいてみよう！ ⑦コミュニケーションを楽しもう！ ⑧キッズコンサート
- ・みんなで聴こう☆オーケストラ！プレイベント
- ・茂山一族デラックス狂言会プレイベント

- ・高槻明月能プレイベント「能はゆかしい おもしろい」
- ・ティータイムコンサート 津軽三味線と民謡のひとつ
- ・学校等アウトリーチ

(4) 市民の文化活動をさまざまな角度から支援し、舞台芸術活動がより一層身近なものとなるよう取り組む事業（市民の文化活動支援）

広く市民が参加できる事業を実施する。また、実行委員会形式も含め、市内で活動する文化団体の活動を支援するほか、地域のプロの芸術家と連携した事業を実施する。

◇主な事業

- ・高校吹奏楽部によるブラスの祭典 そよかぜコンサート 2020
- ・Takatsuki Earnest Dancers Vol.11（高校生ダンス発表会）
- ・高槻市民合唱団「第九」
- ・第17回 たかつき和太鼓フェスティバル
- ・第27回 ピアノリレーコンサート

(5) まちづくりの視点で、地域に貢献する事業を推進する事業（地域への貢献）

地域のイベントや地元の商店街と連携し、地域と一体化した文化のまち高槻を目指す。また、高槻を題材にした作品を通して市の魅力をアピールするほか、市外の文化芸術団体と連携し、文化をとおした都市交流を推進して、高槻市のイメージ向上に寄与する。

文化・芸術関係の情報収集に努め、市民からの相談に応じて、アーティストの紹介や企画の提案などを行う。

◇主な事業

- ・障がいのある人のための和太鼓体験
- ・第3回 桐山清澄杯将棋大会
- ・第22回 高槻ジャズストリート
- ・第21回 大阪国際音楽コンクール
- ・第12回 藤井竹外吟詠大会
- ・筑前琵琶 山崎旭萃一門会
- ・第12回 たかつきスクール JAZZ コンテスト

(6) 市民の文化活動及び生涯学習活動を推進する事業

高槻市民の文化、芸術、生涯学習活動を推進し、文化及び生涯学習振興の発展を図るため、高槻現代劇場（高槻市立文化会館）の施設の貸与を行う。本事業は、高槻市より当財団が当該施設の指定管理者として指定を受け、高槻市立文化会館条例、高槻市立文化会館条例施行規則、高槻市立文化会館の管理及び運営に関する要綱に基づき実施する。

2. 地域の芸術・文化等の振興に資する事業【収益事業等】

市民の芸術・文化等の振興を図り、高槻現代劇場の利用者への利便の向上を目的として、本事業を実施する。

- (1) 公益目的以外での施設の貸与
- (2) 高槻文化友の会運営事業
- (3) 広告掲載事業
- (4) 公演チケットの委託販売
- (5) 施設の利用者の利便を図る事業（自動販売機設置）